

第1 目的

今般の新型コロナウイルス感染拡大を機に安定的に調達可能な原料に切り替える動きが見られる中、これを一過性のものとすることなく、継続的に拡大するとともに、輸出やインバウンドなどの新規需要を獲得するため、そうした原料を使用した加工食品・外食メニューの新商品開発・施設整備や原料切替に伴う調達経費を支援します。

第2 事業実施者（応募者の要件）

本事業に応募することができる団体は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人又は法人格を有しない団体のうち、食料産業局長が特に認める団体のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとします。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第3 事業の内容等

1 輸出等の新規需要獲得向け食品・外食メニューの開発・施設整備等

（株）JTBは、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、加工食品の輸出の減少等の影響を受けている外食・中食事業者及び食品製造事業者等が実施する（1）及び（2）の事業について、その要する経費を補助するものとする。

（1）国産原料を活用した加工食品・外食メニューの開発・PR等

外食・中食事業者及び食品製造事業者等が行う国産原料を活用した食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・PR等。

(2) 新商品製造に必要な機械の改良・開発や製造設備の整備等

外食・中食事業者及び食品製造事業者等が行う国産原料を活用した新商品の製造・貯蔵・販売用機械の改良、新たに開発した機械又は共同化設備の導入・設置等。ただし、1事業申請当たりの交付額の下限は150万円とする。

(補助対象経費)

上記1については、本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む）、講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費、PRスタッフの研修・活動費、需用費、役務費、賃借料、包材・食品成分分析費、包装・包材デザイン費、食品・包装・包材試作費、商品代、評価費、広報に係る経費（開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費、機器導入経費・改良代等（購入・設置に係る経費、エンジニア経費等）及び試験販売等に係る経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、原材料費等）等

2 輸出等の新規需要獲得のための原料切替に伴う経費の一部負担に対する支援

(株) JTB は、外食・中食事業者及び食品製造事業者等が国産原料の供給事業者との間で、価格及び調達量を含む3年間以上の長期調達契約を締結した場合、契約期間のうち初年度の国産原料への切替に伴う掛かり増し経費を補助するものとする。

(補助対象経費)

上記2については、国産原料代（輸入原料代との差額分）

第4 補助率

本事業の補助率は、2分の1以内とする

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和3年3月15日までとする。

第6 採択基準等

- 1 原則、緊急事態宣言解除までに、影響を受けた事業者及び事業実施者の経営に関する書類（令和2年1月から5月のいずれかの月の前年同月比減を示す書類、HP等により法人の事業内容が随時更新されているか等）
- 2 事業実施能力（主たる責任者には管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか等）
- 3 事業実施方法として新商品を開発し、輸出等の目標達成する実現可能性（現状の課題を正確に把握した上で、事業の目的、主旨と合致し、実施方法が具体的に計画されているか等）

- 4 実施方法の効率性（実施時期が具体的であり、実施期間を有効に活用するスケジュールであるか等）
- 5 事業の効果（具体的な目標が設定され、その目標が妥当であり、期待される成果が得られるか、また、事業の持続性、継続性は見られるか等）
- 6 本予算の趣旨を踏まえ、輸出に取り組む事業者については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う輸出等の減少に食品産業等に大きな影響を与えていることから、輸出の回復時には、反転攻勢をかけられる取組であることはもとより、輸出が行えない場合であっても商流の回復後には、本格的な輸出に繋がる取組を実施すること。
- 7 第3の2の事業については、安定的に国産農林水産物等を原材料として供給することができる能力のある生産者又は生産者団体等（以下「生産者」という。）との間で原材料の供給契約（流通事業者を交えた三者契約も可とする。以下「原料供給契約」という。）を本事業の実施年度中に3年間以上締結すること。また、協議会においては、構成員である外食・中食事業者及び食品製造事業者等が生産者との間で原料供給契約を締結すること。
また、3年間以上の継続的・安定的に利用する計画及び海外展開に向けた計画を策定すること。
- 8 第3の2の事業の採択にあたっては、次の事項に加点するものとする。
 - (ア) 継続的・安定的に利用する計画
 - ① 切り替え後の国産原料の増加割合
 - ② 契約年数・数量・方法
 - (イ) 海外展開に向けた計画
 - ① 国産原料を使用した商品の輸出額及び国産原料を使用した商品の売上額の増加割合
 - ② 一人当たりの労働生産性向上等の経営体質強化等
 - ③ 令和2年度中に輸出を行う計画の策定

第7 事業実施手続

1 補助金交付の申請

- (1) 第9の1の(1)により、承認の通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第1号により作成し、(株)JTBに2部提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。
- (3) (株)JTBは、(1)の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(4) 事業実施者は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を（株）JTBに提出しなければならない。

2 事業実施計画の重要な変更

事業実施者は、下記の事業実施計画の重要な変更を行う場合は、別記様式第2号により計画変更承認申請書を（株）JTBに提出するものとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 成果目標の変更を伴う事業計画の変更

3 事業の中止または廃止

事業実施者は、事業の中止または廃止を行う場合には、別記様式第2号により計画変更承認申請書を（株）JTBに提出するものとする。

4 事業遅延の届出

事業実施者は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類2部を（株）JTBに提出しなければならない。

5 概算払請求

事業実施者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書正副2部及び領収書を（株）JTBに提出しなければならない。

なお、概算払は、（株）JTBを通し農林水産省に申請後、農林水産省の承認後以降とする。

6 実績報告

(1) 事業実施者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は令和3年の3月15日のいずれか早い日までに、別記様式第4号の実績報告書2部を（株）JTBに提出しなければならない。

(2) 第7の1の(2)のただし書により交付の申請をした事業実施者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(3) 第7の1の(2)のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施者は、(2)の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額

(前項の規定により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号の消費税相当額報告書により速やかに(株)JTBに報告するとともに、(株)JTBの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により(株)JTBに報告しなければならない。

7 補助金の額の確定

- (1) (株)JTBは、第7の6の(1)の規定による実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知する。
- (2) (株)JTBは、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) 前項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

8 交付決定の取り消し等

- (1) (株)JTBは、第7の3の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の1の(3)の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (ア) 事業実施者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (イ) 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (ウ) 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (エ) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) (株)JTBは、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (3) (株)JTBは、第7の8の(1)の(ア)から(ウ)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- (4) (2) の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第7の7の(3)の規定を準用する。

第8 事業の成果目標

事業実施者の成果目標は、令和2年度に新商品開発、設備の導入及び国産原料への原料切替等を実施後、3か月以内における輸出額、輸出増加割合、輸出量又はインバウンドの来店客若しくは売上額の増加率とする。ただし、その他の目標として、(1) から (3) も含めることができるものとする。

- (1) 目標年度における売上額・増加割合
- (2) 国産原料の使用量・増加割合
- (3) 労働生産性等の経営力関連指標の向上

第9 事業の実施

1 事業の実施

- (1) (株) JTB は、外部有識者等により構成される公募選考委員を選出し、外食・中食事業者及び食品製造事業者等を公募により採択するものとする。

公募選考委員は、外食・中食事業者及び食品製造事業者等から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

ただし、外食・中食事業者及び食品製造事業者等が行う第3の2の事業は、第6の7及び8の要件を含め審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は、外食・中食事業者及び食品製造事業者等を公募するごとに、公募選考委員を選出し、審査を行うものとする。

- (2) (株) JTB は、第9の1の(1)の審査の結果(採択(承認)又は不採択)を事業実施主体に対し通知するものとする。

2 事業の委託

委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分(事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)を除き、この限りでない。

- (1) 委託先
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第10 補助金遂行状況の報告

事業実施者は、補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式6号により補助金遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに正副2部を(株) JTB に提出するものとする。ただし、概算払を受けようとする場合は、別記様式第7号の概算払請求書及び領収書の提出をもって、これに代えることができる。

第11 成果の報告等

事業実施者は、事業の成果について、事業実施年度から3年間、毎年度、別記様式8による実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の5月30日までに（株）JTBに報告するものとする。ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ（株）JTBに報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届け出の上、報告するものとする。

また、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、事業者の成果達成の目標期間までの間、改善状況を報告させるものとする。

第12 収益納付

- 1 事業実施者が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、（株）JTBは、別記様式9号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の5月末までに（株）JTBに報告するものとする。ただし、（株）JTBは、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 （株）JTBは、事業実施者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施者に国庫納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、（株）JTBは、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第13 開発された商品・技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、公募による選定後に（株）JTBを通じ、国に提出することを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく（株）JTBに報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

- 4 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

第14 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第15 財産の管理等

- 1 外食・中食事業者及び食品製造事業者等は、補助対象経費により取得し、又は公用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第16 財産の処分の制限

- 1 取得財産等のうち令第13条第4号^(注1)の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 法第22条^(注2)に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条^(注3)に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ（株）JTBを経由し、農林水産省の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第15第2項の規定を準用する。

第17 留意事項

事業実施者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

第18 報告又は指導

（株）JTBは、事業実施者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第19 その他

この規程に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、(株) JTB と協議するものとする。

(注 1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)

(注 2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)

(注 3) 農林畜水産業関係補助金等交付規則 (昭和 31 年農林省令第 18 号)